

「収入の見通し」の検証に係る 第2規制期間に向けた指摘事項について

第30回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年12月26日



第1 規制期間中に検討を深めていくべき事項の抽出に向けて

- 7月29日の第14回料金制度専門会合から第29回会合まで、一般送配電事業者10社から提出された「収入の見通し」について、中立的・客観的かつ専門的な観点から必要な検証及び審査を実施。
- 第1 規制期間を通じた検討作業に役立たせるため、検証作業において委員・オブザーバーから指摘のあった事項※について整理を行ったところ、その内容について御確認いただきたい。
※事務局からの指摘 1 件含む。
- なお、それぞれの指摘について、具体的な対応方針の検討方法や検討時期等については、消費者庁からの指摘事項とあわせて、改めて整理することとしたい。

【参考】料金制度専門会合における検証の経緯

令和4年7月25日 一般送配電事業者10社による「収入の見通し」の算定に関連する書類の提出

- 第14回（7月29日） 今後の検証事項、一般送配電事業者による事業計画説明（5社） など
- 第15回（8月3日） 一般送配電事業者による事業計画説明（5社）、今後の検討体制
- 第16回（8月8日） 検証作業項目（案）、目標計画等の確認の観点、CAPEX統計査定方法
- 第17回（8月29日） 目標計画・前提計画（需要）の確認内容、OPEX（統計査定前）
- 第18回（9月7日） 制御不能・事後検証費用（調整力費用以外）、事業報酬率
- 第19回（9月15日） OPEX（統計査定前・再）、CAPEX（統計査定結果）、次世代投資費用
- 第20回（9月22日） OPEX（統計査定結果）、前提計画（再エネ連系量）の確認内容 など
- 第21回（10月5日） 制御不能・事後検証費用（調整力費用）、その他費用、控除収益 など

【参考】「国民の声」実施（10月5日～11月4日）、消費者委員会公共料金等専門調査会での審議・当事務局のオブザーバー参加（10月7日～）

- 第22回（10月19日） OPEX（個別検証）、CAPEX（無電柱化）、その他費用（託送料） など
- 第23回（10月26日） CAPEX（施工力）、その他費用（修繕費など）、次世代投資費用 など
- 第24回（11月4日） CAPEX（投資量、高額案件など）、次世代投資費用 など
- 第25回（11月14日） CAPEX（その他投資など）、効率化計画、レートベース など
- 第26回（11月21日） 効率化係数の設定範囲 など
- 第27回（11月28日） 「収入の見通し」に関するこれまでの検証内容について

【参考】11月29日付けで、消費者庁担当大臣より、経済産業大臣宛に、「収入の見通し」の検証に関する意見（「託送料金の妥当性について（意見）」）が提出された。

- 第28回（12月7日） 消費者庁担当大臣からの「収入の見通し」の検証に関する意見に対する、料金制度専門会合としての考え方について

【参考】12月19日付けで、消費者庁より、12月7日の料金制度専門会合の考え方に対して、さらに説明を求めたい事項について提出。

- 第29回（12月19日） 収入の見通しに関する承認申請の審査、消費者庁の提出資料に対する料金制度専門会合としての考え方について

1. 統計査定におけるデータ採録に係る指摘
2. 投資指標となるリスク量の精査に係る指摘
3. 目標計画における取組の説明に係る指摘
4. 事業者による費目の整理の違いに係る指摘
5. CAPEXの統計査定に係る不合理なコスト増抑制に係る指摘
6. 調整力費用に係る指摘
7. CAPEXの統計査定の乖離要因分析に係る指摘
8. エスカレーション費用の算入に係る指摘
9. 次世代投資費用の便益説明に係る指摘
10. 次世代投資費用・CAPEX（その他投資）の統一化に係る指摘
11. 再エネ連系量の拡大への対応に係る指摘
12. その他費用（離島ユニバーサル費用）に係る指摘
13. 減価償却費に係る指摘
14. その他費用（託送料）の事業報酬率に係る指摘
15. 高額案件に対する社内検証プロセスに係る指摘
16. 消費者の理解納得・ステークホルダー協議に係る指摘
17. 計画と実績の差分把握に係る指摘
18. 各一般送配電事業者の提出説明資料に係る事務局指摘

1. 統計査定におけるデータ採録に係る指摘

- 第14回会合において、複数の委員から、統計査定等に活用するデータの採録に関し、**データの共通化・標準化**を進めていくべきではないかとの指摘があった。また、その際に、**独占禁止法との関係にも留意しつつ、一般送配電事業の公益性に鑑みて、事業者間で共有可能なデータをガイドラインなどで明確化**すべきではないかとの指摘があった。

第14回料金制度専門会合

(北本委員)

事業者自らがデータ採録上の課題を解決していただいて、比較検討できるデータを保持していただくのは非常に有用なことではないかと私も思っておりますが、その上で共通化、標準化を進めることができれば、より生産性が上がっていくという前提であれば、それをお願いできればと思います。

第14回料金制度専門会合

(東條委員)

独占禁止法というキーワードが出てきましたので、発言しなきゃいけないかなと思って発言していますが、この点はなかなかデリケート。もちろん水平的な情報交換、共有ですからデリケートな問題含んでいますけれども、送配電ネットワークの高い公益性に鑑みると、ここは今回の期間ではない次期に向けてということだと思いますが、ガイドラインなり何なり明確に、これならば事業者間でデータ共有可能であるというようなことを、規制サイドがきちっと示すことを通じて進めていただければと思っています。

2. 投資指標となるリスク量の精査に係る指摘

- 第15回会合において、委員から、第1規制期間におけるリスク指標の考え方（期末時点で、期初のリスク量を維持）から、より**各一般送配電事業者の送配電設備の運用・実態等も踏まえた適切なリスク指標の設定の在り方**について検討すべきとの指摘があった。

第15回料金制度専門会合

（圓尾委員）

高経年化対策のガイドライン、リスク量の考え方は、まさに沖縄さんが書いていらっしゃるように「リスク量を適正に管理する」ということがとても大事だと思っています。ただ、現状では、このガイドラインに基づいて算定したリスク量が適切なのかどうかは十分に判断するだけの知見がないということなので、とりあえず第1規制期間は現状ぐらいの水準を維持するという整理だったかと思います。ですから、この5年間で次の査定のときにはもう少しリスクを上げてもいい、もしくはリスクを下げなければいけないというようなことを各配電会社が自らいろいろな意見を出せるように、知見を加えて解析を進めていっていただきたい。

3. 目標計画における取組の説明に係る指摘

- 第15回及び第17回会合において、複数の委員から、目標計画におけるDXやデジタル化といった**取組内容、コスト及びその効果について**、達成状況の事後検証等の観点から、**より具体的に示すべき**との指摘があった。また、**長期的な絵姿を達成していく中での規制期間の取組みの適正性について説明すべき**との指摘があった。

第15回料金制度専門会合 (平瀬委員)

・デジタルトランスフォーメーションでスマートメーターとドローンと言及されたところが何社かありましたけれども、スマートメーターは当然置き換えただけではコストメリットというのは出ませんので、その後、そこでメーターによって計測したデータを使ってどういうふうに運用していくかという運用費用とか、それによる収入とかを見積もる必要があるのですが、あとドローンに関しても、鳥の巣とか送電線の劣化を見つけるというような言及がありましたけれども、それもそうなのですが、それはA Iというよりは、いわゆるプログラムされたロボットを飛ばしているだけのことで、ドローンで収集したデータを使ってどのようにそのデータを運用していくかがデジタルトランスフォーメーションなんですけれども、あまりそこに対しての言及がどの会社さんにもなかったような気がしますので、今後の審査過程の中でもうちょっと具体的に示していただけたいと思います。

・このような機器を使ったDXですけれども、機器の導入と置換えの投資や工事費というのは簡単に見積もれますし、それによって見込まれる人件費の代替、人件費がこれだけ浮きますという短期的には見積もれますが、それによって得られる長期的な収入とか長期的なランニングコストなんかもうちょっと具体的に示していただけたいと思います。

第15回料金制度専門会合 (圓尾委員)

次世代投資に関しては皆さんいろいろな説明をされていて、方向性としてはその通りだと思うのですが、例えば九州さんの13ページに、向こう5年間でこのぐらいの投資をしますと書いてあります。それによってどういうことを狙っているかが14ページ以降に書いてありますが、これも、次世代投資がこの水準で適切なかどうかを考える際に高経年化対策工事とまさに一緒に、長期的にどういう絵を描いていまして、それを達成するためには全体でこのぐらいのお金が必要だし、このぐらいの工事量が必要だし、その中で、向こう5年間でこの取組をするのが適切だと思いますというような、やはりもっと長期の見通しを示していただいた上で、向こう5年間の果たすべき工事内容の適正性を説明していただけないかと思っています。

第17回料金制度専門会合 (華表委員)

・レピテーションインセンティブについてもできる限り、後々それを達成できたかどうかを検証できるような内容にするように心がけたほうがいい。何かのシステムを導入するであったり、何かの検証を実施みたいなことであれば、一定程度客観的に実施状況を後で評価できるという意味ではいいと思いますけれども、一方で情報公開の適切な実施であったり機能を拡張するみたいな内容ですと、後々その目標に対する達成状況を議論しにくいかなと思いますので、その点留意してこの目標を決めていっていいのかなというふうに思いました。

・デジタル化などを始め効率化を目的に行うものについて投資のためにコストが掛かるというのは、それは仕方ないと思いますけれども、それによって全体的な効率化にちゃんとつながっていくのかと、そういう計画になっているのかというところの整合性というのはしっかり見ていく必要がある。

4. 事業者による費目の整理の違いに係る指摘

- 第16回及び第22回会合において、委員から、事業者によって数字の集計・計上方法や計上する費用区分に差異があるのであれば、事務局と共有し、違いを示しながら説明していくべきとの指摘があった。
- なお、事業者間の当該差異については、その後の審査においても、第22回会合におけるOPEXの検証のほか、CAPEX、次世代投資費用、制御不能費用の検証において議論となった。

第16回料金制度専門会合

(北本委員)

先ほど数字が動いているという話もあり幾つか見直されていると思いますが、全10社の数字の集計方法や定義が違う部分を送配電協議会で把握されているのであれば、その点は事務局と共有していただき、こういう違いがあると説明いただきながら査定ができると効果的だと思います。

第22回料金制度専門会合

(松村委員)

・一般論として、Aという費目とBという費目があって、経営改革によって、今までAに分類されていたものをBに移し替え、その結果として全体としてのコストは下がった。AプラスBのコストは下がったのだけれども、Aのほうは減って、Bのほうは増えることがある。Bの費目のほうで増えた結果として、非効率的だと判断されて、大幅に減額査定されてしまうことがあるのは不公平というのは、一般論としては正しいと思います。

・でも、Bのほうでは、それで低く評価されることが仮にあったとしても、逆にAのほうは、ほかの会社ではAの費目に入っているものが抜けているわけですから、本来、そのように評価されるべきではないのに、非常に効率的だと評価される。Aのほうで高く評価されて、Bのほうで低く評価されて、結果的に全体としてコストが下がったのであれば、トータルとしてはコストが下がったことが評価される査定になるのが、本来は望ましい姿。つまり、費目の差が仮に多少あったとしても、したがって、それぞれの費目ごとの評価は分かれるとしても、Bで査定されて削られてしまった部分は、逆にAのほうで上乗せできるということでキャンセルして、実際には他社に比べて高く評価される制度が本来は望ましいと思います。

・今回の制度で、そのような効果は一部あると思っていますが、激変緩和その他の配慮をいろいろ入れた結果として、これが完全に実現していないから、Bのほうで低くされた部分が、Aのほうで高く評価される効果が無いか弱くて、結果的に取り戻せない状況になっているから、今回のような不満が出てきていると思います。

・今後、ルールを詰めていくときには、そういうことがあり得ることも頭に入れながら考えていかなければいけないと思います。

第22回料金制度専門会合

(圓尾委員)

クラウド化や外部委託でコストが下がる、効率化が進むのは当然認めなければいけないのが大前提だと思うのですが、こういうことをやった会社がマイナス査定を受けるから、査定があった後で補正してほしいと言ってくる。それはそれでいいとしても、逆を考えると、効率化を進めていないところがメリットを受けるような制度がベースとして残ることになります。こういう細かい補正を認める場合に、遅れているところの査定を取り逃してしまうところを制度的にどう埋めていくのかも一緒に考えないと、まさに松村先生が言われたように、何かゆがんでしまうというか、後から言った者勝ちになる気がします。事務局が提案されているとおり、もうちょっと細かく、これは全体像がどうなのかをきっちり精査することはもちろん大事で、プラスアルファ、制度として穴が空いているところを、今後、第2規制期間に向けて、どう埋めていくかを同時に考えなければいけないと思いました。

5. CAPEXの統計査定に係る不合理なコスト増抑制に係る指摘

- 第16回会合において、委員から、統計査定におけるグルーピング手法の採用にあたり、不合理なコスト増加を事実上認めてしまうといったことがないよう、一部の事業者に対しては、**常にコスト意識をもった調達活動**が求められるとの指摘があった。

第16回料金制度専門会合
(松村委員)

・例えば海上輸送で追加的に掛かるコストが、実際にはほかの類似品、競争的な市場で普通取引している企業が調達するときに追加で掛かるコストは30ぐらい、にもかかわらず、グルーピングしたら差が100出てきてしまって、その100という費用差が何か正当化されてしまう。事実上、グルーピングするとそういう格好になってしまうと思います。もしそんなことになったとすると、このグルーピングの仕方をずっと続けるわけにいかない判断せざるを得なくなる。

・仮にこのグルーピングを採用することがあったとして、特に北海道と沖縄には、これに安住しないで、これから第2規制期間に向けてもし海上輸送のコストが、ほかの類似の競争市場で取引されているものに比べて著しく大きいことが明らかになったら、グルーピングすることが合理的だということは重々承知の上で、それでも弊害が大きい、不合理なコストの増加も事実上認めてしまうということになってしまうことから、グルーピングをしないという結果にもなりかねない。今後に向けて、まだ第1規制期間の話をしているのに次の規制期間のことを言うのは早過ぎますが、第2規制期間に向けて不合理な再変更をしなくても済むように、特にこの問題について北海道、沖縄は、コストが十分下げられるものであれば下げる、競争的なほかの事業者の類似の物品に比べて著しく高いコストになっていないかどうかを常に考えながら、今後も調達活動をしていただきたい。

6. 調整力費用に係る指摘

- 第16回会合において、委員から、調整力費用に関しての文脈で、同費用を制御不能費用・事後検証費用に区分することで、需給調整市場の改善に向けた取り組みが遅れるのではないかとの指摘があった。

第16回料金制度専門会合
(松村委員)

- ・調整力に関してです。指摘したとおりということではあるんですけども、私はこの委員会で言うことではないというのは重々承知の上で、それでも監視等委員会の枠組みの中でとても懸念していることがあります。これは制御不能費用に位置づけて、ある種事後調整される。したがって、今回の査定は仮に過大あるいは過小になっていたとしても、相対的に影響が小さいと言える面もあると思う。しかし一方で、この制度、レベニューキャップ制度の弊害がもう既に顕在化していると懸念している点があります。
- ・3次調整力①に関しては、既に機能不全が相当に明らかになっているにもかかわらず、その改革の主役はもちろん広域機関なわけですが、その一つの主役を担う送配電部門の改革の動きがものすごく鈍いのではないかと。これだけ問題が明らかになっているにもかかわらず、まだ始まったばかりだからというので改革に後ろ向きな発言がいろいろな審議会で続いている。どうせ全部転嫁でき、なおかつ競争が働かなくて単価が高過ぎるのは、単純に親会社あるいは兄弟会社にその分だけ利益が移転されるだけという市場構造で、費用削減の努力がされなくなる懸念が既に現れているのかもしれない。

7. CAPEXの統計査定の乖離要因分析に係る指摘

- 第19回及び第23回会合において、複数の委員から、統計査定については、見積り値と実績値の乖離要因（市場環境の劇的な変化や個別費用における大幅な変化）などを考慮・分析した上で、**第2規制期間における統計査定方法を検討**していくべきではないかとの指摘があった。

第19回料金制度専門会合 （華表委員）

査定の方法を設計するに当たっては、実績を反映したりとか、何年かにわたって減額するみたいな形での激変緩和措置が施された上での結果ですので、十分に信頼性が高い結果であると思うんですけども、一方で、この1～2年で市場環境が劇的に変化している面もあるということも事実だと思いますので、今回の査定のためにということよりも次期規制期間に向けても、今回大きく差が出た事業者については、何でその差が出たのか。特に実績と申請値の乖離があることが理由になっていることが多いと思うんですけども、その乖離は何で生まれていて、例えばこの1～2年の市場環境の変化によるものならば、それは事業者にもできない外的な要因によるものなのか、ほかの事業者との影響の出方の違いはなぜなのかみたいなところは分析した上で、次期規制期間における統計査定の方法に対してフィードバックしていく必要はある。

第23回料金制度専門会合 （圓尾委員）

- ・減価償却など制御不能費用の扱いを現在のような単純なものではなくて考え直さなきゃいけないのと同時に、O P E Xのほうの扱いも同じように考えていかないと変なひずみが残ると思いました。
- ・今回事務局から御説明いただいたように、こういう大きな変化があるときには、例えば「通信費用」みたいな形、O P E Xとかくりに関係なく、関係する費用を抜き出して比較してみることが必要になってくると思いました。

8. エスカレーション費用の算入に係る指摘

- 第19回会合において、複数の委員から、第1規制期間において収入の見通しへの算入を認めていない費用のうち、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）の算入については、第1規制期間中における物価上昇などエスカレーションに関する影響（弊害）等も総合的に勘案した上で、その設定の在り方を検討すべきとの指摘があった。

第19回料金制度専門会合
（松村委員）

私自身が受けた印象は、エスカレーションを入れないことをいつまでも続けてはいけないかもしれないということを感じました。この後、第2規制期間では、ある種の物価上昇に関して、それは事業者がコントロールできないというのはかなりの程度明らかで、それとかなりの大きなものが出てくる可能性があるということを考えれば、第2規制期間に向けては早めにエスカレーションを入れる方向で検討し、どういう格好で入れると弊害が小さいのかということを考える必要がある。

第19回料金制度専門会合
（圓尾委員）

鋼材価格が上がっていき、それだけじゃなく全般にインフレが今かなりの勢いで起きている局面ですから、華表委員や松村委員がおっしゃったように、エスカレーションはどこかできちっと議論する必要があるだろうと思います。第1規制期間については、話し合ってお互い納得したルールがあるので、これに従って粛々とやるべきだと思いますけれども、大きなインフレが起きたときにどう対応するかということに関しては、早めに整理しておくほうが事業者の皆さんの安心にもつながると思います。第2規制期間を待たずに早く議論すべきだと思います。

第19回料金制度専門会合
（川合委員）

2020年度ぐらいから鉄骨価格などもここ2年ぐらいでトン当たり約4万円とか5万円とか値上がりしています。これだけ値上がりすると、2021年時点ではそこまで値上がりしていなかったと思いますが、現在では鉄鋼の価格がかなり上がっています。これは、鉄鉱石と原料炭の価格が上がったというせいもあるんですけども、先ほどのお話にもあったように、エスカレーションの話というのはどこかでやる必要があるかなとは私も思います。ただ、その議論をする前に、まず採録期間として各社が何を基準にしたのか、あるいは今回の計算のベースになった原材料価格、例えば鉄骨の価格とかはいつの時点の価格を取ったのかお伺いします。

9. 次世代投資費用の便益説明に係る指摘

- 第19回及び第26回会合において、複数の委員から、次世代投資費用※については、「次世代区分」の在り方に加え、**便益説明の具体性、合理性が事業者によって差がある項目があったことから、投資計画策定における適切な便益に係る計上方法等の在り方**について検討すべきとの指摘があった。

※第19回会合において次世代投資計画における効率化係数の設定について検証を行った結果、CAPEX（その他投資）などのその他の費用区分で検証することが妥当とされた件名を含む。

第19回料金制度専門会合 （安念委員）

極端に言えば真空管から半導体に替えるといったような劇的な技術的な変化をもたらすというよりも、一種、運用とか技術思想の変化、工夫といったものの非常に高度なものという感じがいたしまして、これらは私、とても大切なことだと思うんです。金銭的にはそれほど大きなものにならないから、なかなかインセンティブが付かない可能性があるのも、ますますもって便益がどういう経路で社会に及んでいくのかということをはっきりさせていただくのはとても大切だと思いますし、また将来に向かっては、余りお金はかからないけど技術思想の変化によって社会には貢献できるというものについては、大いにインセンティブを与えるような仕掛けがあったらいいなと感じて伺っていました。

第19回料金制度専門会合 （北本委員）

例えばN-1電制・ノンファーム方式・再給電方式のような、技術の先進的な取組として事務局が評価している項目でも事業者の記載に便益説明の具体性、合理性で差があります。

第25回料金制度専門会合 （北本委員）

次世代投資について、今回の調査でこれが次世代に資するということが検証されたので認められるということですが、改めて今お話ありました効果の観点を含めて、次世代に資するものは何かという定義を決めていく必要があると思います。

第26回料金制度専門会合 （平瀬委員）

・便益に対する考え方がまだ一様にそろっていないということで、いろいろ苦勞されて数字を出していただきましたが、今後はもう少し事業者さんと事務局の間で整理して、何らかの数値を出す指針みたいなものがあるほうが、信憑性といいますか数字に信頼性も高まると思います。

・有事が発生しなかったとして便益がどれだけ出るか、有事が発生したとしてどれだけ出るかというのは、やはり項目に分けて別々に試算していく必要があると思います。その辺も含めて今後も指針を整理していくべきかなと思います。

10. 次世代投資費用・CAPEX（その他投資）の統一化に係る指摘

- 第19回及び第25回会合において、委員から、**次世代投資**や**その他投資**における**システム費用**などについては、**中長期的な視点も持って事業者間での共有や仕様統一を進める観点から、メリット・デメリットを検証していくべき**との指摘があった。

第19回料金制度専門会合 （北本委員）

- ・例えば事業者によっては、今の予算の組み方ではより先進的な状態へたどり着いていないんだけど、実はこうやったら先進的になるならば、申し訳ないけれども事業者間で共有できるようであれば、日本全体で取組をして、その効果を日本全体で恩恵を受けるような考え方を採っていただくことはできないでしょうか。
- ・DX化についても、各社それぞれ検討しシステムを取り入れる方法で予算申請がされていると認識していますが、これも結果的にシステム開発は同じであれば、現在一緒に開発できない理由はあると想定しますが、**全社統一のシステムを入れる方向で考えると日本全体ではプラスになるんじゃないか**と考えられます。ネットワーク協議会が中心になると想定しますが、**少し長期的な観点で統一することのメリット・デメリットを検討いただければ**と思っています。

第25回料金制度専門会合 （北本委員）

次世代投資について、今回の調査でこれが次世代に資するということが検証されたので認められるということですが、改めて今お話ありました効果の観点を含めて、次世代に資するものは何かという定義を決めていく必要があると思います。

11. 再エネ連系量の拡大への対応に係る指摘

- 第20回及び第27回会合において、複数の委員から、第1規制期間中において、**再エネ連系量などが大幅に増加した場合等においては、必要に応じて、拡充投資計画の見直しを行うことが重要**との指摘があった。

第20回料金制度専門会合 (圓尾委員)

再エネの普及の度合いを適切に見極めて、必要があれば遅滞なく拡充投資計画の見直しを行っていただきたいと思います。本当にアンテナを敏感にしていろいろな情報をきちと集めていただきたいと思います。お願いしたいのはただ1点で、高いと思われる目標に向かって再エネが普及しようというときに、やるべき投資をやっていなかったから接続できないということがないように、各一送にはしっかりと情報収集と分析をしていただきたいと思います。

第27回料金制度専門会合 (河野委員 ※第27回会合時はオブザーバー)

今後第1規制期間の5年間は、事業者の皆さんはこの制度がなぜ導入されたのかを忘れることなく、期待される効果を上げていただきたいと思いますし、監督する当局も第2規制期間に向けて丁寧なフォローアップをお願いします。

12. その他費用（離島ユニバーサル費用）に係る指摘

- 第21回会合において、複数の委員から、その他費用に区分される離島ユニバーサル費用については、安定供給と生産性向上の観点から、**離島供給に係る事業の損益管理の適正性に対する検証方法の在り方**について検討すべきとの指摘があった。

第21回料金制度専門会合
（北本委員）

離島費用は会社別費用別分析をし、それぞれ必要だと説明を受けています。しかし現在の説明だけですと少し査定するのは難しいと感じております。ですので、会社別で島単位の管理会計上などの何か数字があれば、島単位損益を把握した上で、安定供給と生産性向上に向けて確認していく方向を御検討いただきたいと思います。

第21回料金制度専門会合
（松村委員）

・もしその意図が島ごとのコストの構造がどうなっているのか、それぞれの規模ごとでどうなっているのかを知りたいということであれば、私は合理的だと思いました。まずこれを切ることは想定されていない。これは制度的にやらなければいけないことになっています。したがって、北本委員だってそういうことを言ったのではないと思います。

・北本委員の御提案は、もし可能ならもっともかなと思いました。さらに、これは海底ケーブルでつながっているところは離島扱いになっていない、本土とつながっているところは対象外。独立系統になっているはず。ということは、コストの区分はある程度それぞれの島ごとに、島と島がケーブルでつながっているならつながっている島をひとまとめにした単位でできることになるのだと思います。そんなに、ものすごく難しいかは私には現時点で分かりませんでした。

13. 減価償却費に係る指摘

- 第22回及び第23回会合において、委員から、OPEXの統計査定結果に対する関西電力送配電からの申出内容（子会社への通信設備移管による減価償却費等の減少を踏まえた、OPEXの再検証の求め）を踏まえ、**効率化の観点から、移管可能な資産があることを念頭においた上で、現行制度において制御不能費用に区分されている既存減価償却費の位置づけ**などを今後検討していくべきとの指摘があった。

第22回料金制度専門会合

（松村委員）

そのときにぜひ考えていただきたいのは、減価償却費は制御不能費用と位置づけることについて、私は、かなり早い段階でというか、それこそ予備的な、これで良いと決まる前の段階で懸念を申し上げました。今回、新たに全く別の視点で、減価償却費自体もある意味で、行動によって変わる面があることを、関西電力からかなり明らかに言っていたということだと思います。本来なら外に出したほうがいい不必要な資産をスリム化しないことによって、コストが増えていることがあり得ることを具体的な実例で示していただいた。それはとても重要なことだということであれば、第2規制期間には、もう一度、減価償却費は本当に制御不能費用と位置づけていいのかという点をぜひ御議論いただきたい。

第23回料金制度専門会合

（松村委員）

・今回のことで確実に明らかになったのは、減価償却費は普通に考えれば変えようがないという議論に対して、資産を、例えば子会社で仮になかったとしても、他の会社に売却し、それを必要なものであるからリースバックする、そういう格好で、ひょっとしたら効率化できるかもしれないという具体的な事例を関西電力から出していただいたということだと思います。これは他のあらゆる資産についても同じことが言える。それは外に出すのが正しいと言っているわけではなく、外に出せば必ず効率化するというわけではなく、外に出してもニュートラルになるか、あるいはコストがむしろ上がってしまうケースは非常に多くあるので、だからそういうことは、コスト削減の観点から、しないと意思決定をするのが合理的だと思います。しかしそういう意味では、コストは全く変えられないものではないことが、これ以上ないほど明らかに示されたということだと思います。

・にもかかわらず、もしこれを第2規制期間にも制御不能費用と位置づけ続けることがあったとして、もしそんなことになったとして、今回だけは補正するのは一体どういう発想なのかということが問われることになると思います。もし今回このような補正をしているにもかかわらず、第2規制期間において、基本的に検討はしたけど見直しはしないという結論になったとするならば、凸凹があるところの凹のところは埋めてあげるけれども、凸のところについてはそのまま放置して、基本的に事業者都合のいい改定だけすると消費者に誤認されてしまうかもしれないという点をとても恐れています。

・第2規制期間については、ここで今コミットすることはとても難しいことは十分分かっていますが、しかし少なくとも通信回りに関しては、これだけ大きな問題が、次の議題のところでもそのようなのですが、いろいろな形が出てきて、とても不透明になっていることからすれば、少なくとも最小でも通信回りのところは減価償却費も含めて全部別建てでくり出し、ここで比較するのが最小の対応だと思います。もちろんやり方としては、減価償却費は全体として制御不能費用としてはみないというやり方もあり得るし、逆に原則としては制御不能費用だけれども、今回明らかになったようなところを中心に問題が発生しうところは別建てにすることもあり得る。

14. その他費用（託送料）の事業報酬率に係る指摘

- 第22回及び第24回会合において、複数の委員から、その他費用に区分される託送料については、第2規制期間に向けて、**事業構造や費用区分等が異なっている送電事業者（電源開発送変電ネットワーク）と一般送配電事業者の平仄を揃えること及び事業リスクの差違等の精緻化**を行った上で、**託送料における事業報酬も含めた適正な費用水準の在り方**について検討すべきとの指摘があった。

第22回料金制度専門会合 （圓尾委員）

電発さんにしても、旧一電にしても、基本的に、発電もネットワークもまとめて資金調達をやっているのです。そうすると、投資家からすると、いわゆる総括原価主義で守られたネットワークビジネスだけではなくて、リスクのある発電ビジネスも込みで金利を考えていく、株価も考えていく。その結果がこのβ値やリスクプレミアムであるわけで、我々、一送の事業報酬率をどう設定するかということで、震災前の5年を取ったときの理屈がまさにそうでしたが、安定的な法律に守られたネットワーク部門にふさわしい、もっと言うと、ネットワーク部門に限定した資金調達をしたときに、どのくらいの金利になるのだろうか、どのくらいのリスクになるのだろうかということを考えて、査定に織り込んでいかなくてはならないと思う。

第24回料金制度専門会合 （安念委員）

今回の2.18%というのは次の第2規制期間に向けて参考となる数値になるのは当然なのでしょうけれども、さらに、送電事業者そのもののβ値を観測するというのは大変難しいことなのかもしれませんが、しかし、そのβ値に近似する値を発見するといいたいでしょうか、算定するというか、そういう手法の開発も含めて、理論的により洗練された手法を開発していくという取組が必要なのではないか。

15. 高額案件に対する社内検証プロセスに係る指摘

- 第24回及び第25回会合において、複数の委員から、中央値からの外れ値として**個別検証**となってしまうような**高額案件**については、**その調達プロセスや費用等に係る社内検証プロセス（第三者選定の妥当性など）の在り方**について検討すべきとの指摘があった。

第24回料金制度専門会合

（華表委員）

中3社ぐらいの件数があれば、高額となる理由でこういう分析をしてみるとちゃんと傾向が出てくると。さらに、そこから外れたものについてのチェックを掛けているという意味では、中部さんのこのやり方というのは非常に分かりやすいし、説得力があるし、それから第三者というのもやはり外部者ですから、その外部者にも説得力のある説明がこういうグラフを使うとできるのではないかな。

第24回料金制度専門会合

（村上委員）

選定理由と、あと第三者とならないケースにひっかかっていないかというチェックリストなどがあるといい。

第25回料金制度専門会合

（村上委員）

- ・第2規制期間に向けて、第三者というのはどういう方なのかというのをより明確にさせていただいたほうがよい。
- ・第三者の目を入れるという意味では、厳格なルールがあったほうが、より信頼感を増すのではないかな。
- ・例えばコンサル事業者さんは、電力会社との関係だけではなくて、工事や資材の納入事業者さんとの関係などもより重要ではないかなと感じましたし、大学教授については、寄附講座をもらっているとか、ほかの側面での関係もあるかなというふうに感じます。

第25回料金制度専門会合

（平瀬委員）

高電圧工学など機器のつくり詳しい電力専門性の方を委員に入れていただけたらどうか。

16. 消費者の理解納得・ステークホルダー協議に係る指摘

- 第25回、第27回及び第28回会合において、委員・オブザーバーから、**消費者の理解納得を得ていくためにレベニューキャップ制度における周知広報を工夫していくことが効果的**との指摘があった。

※なお、第15回及び第25回会合において、オブザーバーから、複数のエリアで事業を行っている小売事業者にとって、工事申込や料金請求に関するフォーマットの統一や口座振替の実現などは、**一般送配電事業者と小売事業者の双方において実務面で効果**があり、進めていくべきではないかとの指摘があった。（小売事業者からは、ステークホルダー協議において同様の意見を提出）

第27回料金制度専門会合

（河野委員 ※第27回会合時はオブザーバー）

言うまでもなく電気は食料と同様に暮らしを支える重要なリソースで、電力自由化以降、電気の供給の仕組みは変化し続けています。需要側である消費者にはすぐには理解しがたい制度やルールも生まれていますが、消費者が一番に望むのは電気の安定供給です。その上で適正な料金や利便性の高いサービスの提供があれば、とてもうれしいと思っています。事業者の皆様、また当局におかれましても、制度新設やルール変更等の際には、ぜひ需要側に対して丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

第28回料金制度専門会合

（河野委員）

説明責任についてですけれども、資源エネルギー庁さんのホームページのスペシャルコンテンツに、この間の日本のエネルギー戦略の経緯とか今抱えている課題がデータとともに整理されていて、解説もとても分かりやすいと思います。レベニューキャップ制度についても、少し毛色は違うかもしれませんが、ここに追記していただき、説明も加えていただき、かつ送配電事業者さんも、質問というか問い合わせが来れば丁寧に答えるということで対応していただければというふうに思いました。

第25回料金制度専門会合（※第15回料金制度専門会合においても同様の趣旨の御発言あり）

（池田オブザーバー）

複数のエリアで小売を実施している場合においては、各社ごとに帳票や請求のタイミングが異なるなど、実務面でコスト及び苦勞をしているといった実情がございます。例えばこれを全社で統一化することができれば、小売事業者のみではなく一般送配電事業者様にも実務面で大きな効果があるかと思えます。

17. 計画と実績の差分把握に係る指摘

- 第29回会合において、委員から、第1規制期間中の期中調整及び第2規制期間での事後調整に備えて、**各一般送配電事業者は、各査定項目及び各工事における実績額を採録**することが重要との指摘があった。

第29回料金制度専門会合
(北本委員)

事業者においては、今後議論ができるように、今回計画した数字と実績の差分について把握・整理し、説明していただきたい。

18. 各一般送配電事業者の提出説明資料に係る事務局指摘

- 投資量および投資額の検証を行うにあたり、各一般送配電事業者に作成・提出を求めた「主要工事件名説明書」については、事業者によって、記載内容の誤りや、検証に必要な情報量が不足するものがあり、事務局がその修正や再提出の指示に多大な時間を消費することになった。
- ※ 1 本件は、検証の効率性を著しく損なうものであり、事務局としては、第2規制期間に向けて、主要工事件名説明書の記載事項の精緻化を進めるとともに、全ての事業者が適切な主要工事件名説明書を作成し提出するよう、提出前の社内チェック体制の構築等を求めたい。
- また、次世代投資やその他投資におけるシステム費用の説明資料について、事業者ごとに説明資料の記載粒度に差異があった。また、事業者ごとに既存システムの仕様が異なることから、新規・改修投資に係る費目が異なる場合があった。
- ※ 2 適切な情報を得た上で横比較及び個別査定を実施するため、事務局としては、説明を求める項目の統一化を一定程度図ることとしたい。